

溶解工程

暑熱

健康障害防止対策	基本的方策	具体的方法	参考（関係法規）
作業環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 溶解炉により加熱された空気を直接屋外へ排出する。 ○ 溶解炉からのふく射熱の放射を減少させるための措置を講ずる。 ○ 溶解炉を隔離する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 溶解炉の上にレシーバー式キャノピー型のフードの局所排気装置を設置する。 ○ 溶解炉の開口部をできるだけ小さくする。また、炉蓋等の開閉及び湯出しの時間を短縮する。 ○ 溶解炉の側壁に岩綿を吹き付け、更にその上を耐熱スレート板で覆う等の遮熱対策を講ずる。 ○ 溶解作業を自動化する。 ○ 溶解炉の周囲に耐熱スレート板等による遮熱用ついで等を設置する。 ○ 暑熱を伴う溶解炉操作等の作業は、隔離室を設け、遠隔操作で行う。 ○ 溶解作業場所を別の建屋とするか、又は天井までの仕切壁等によって隔離する。 ○ 作業者の作業位置に清浄、かつ冷却した空気を供給（スポットクーリング）する。 	<p>(イ) 暑熱の屋内作業場で、有害のおそれがあるものについては、冷房、通風等適当な温度調節措置を講ずる。 (安衛則第 606 条)</p> <p>(ロ) 屋内作業場に多量の熱を放散する溶融炉等があるときは、加熱された空気を直接屋外に排出し、又はその放射するふく射熱から労働者を保護する措置を講ずる。 (安衛則第 608 条)</p>

健康障害防止対策	参 考（関係法規）
作業環境測定の実施	<p>キュボラ、るつぼ等により鉱物、又は金属を溶解する業務を行う屋内作業場について、作業環境測定を実施する。 (安衛則第 587 条)</p>
保護具の備付け	<p>著しく暑熱な場所における業務においては、保護衣等適切な保護具を備える。 (安衛則第 593 条)</p>